

議案第 51 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 相手方 津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

2 概要

旧市民多目的広場用地は、三重県から購入した際、行政財産として使用することを条件に減額譲渡を受けた土地の一部であるが、このたび、市有財産を有効活用するため普通財産として貸し付けることになったことから、売買契約書の定めに基づき、違約金を支払うこととなった。

- 3 損害賠償額 33,329,595 円